

情報の管理の在り方に関する検討チームの開催について

〔平成26年3月18日〕
内閣官房長官決裁

1. 政府における情報の管理の在り方に関して検討するため、情報の管理の在り方に関する検討チーム（以下「チーム」という。）を随時開催する。
2. チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

座長 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣総務官室）
内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）
内閣官房内閣審議官（情報セキュリティセンター）
内閣府大臣官房長
総務省行政管理局長
3. チームは、幹事会を随時開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で、座長が指名した官職にある者とする。
4. チーム及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。